

防災推進国民会議の開催について

平成 27 年 7 月 29 日
中央防災会議会長（内閣総理大臣）決定

1. 趣旨

国民の防災に関する意識向上に関し広く各界各層との情報及び意見の交換並びにその他の必要な連携を図り、中央防災会議と協力しつつ、国民の防災に関する意識向上を図るため、「防災推進国民会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- （１）会議は、中央防災会議会長（内閣総理大臣）が依頼する各界各層の有識者をもって構成し、中央防災会議会長（内閣総理大臣）が開催する。
- （２）前項の規定により依頼される者（以下「議員」という。）の依頼期間は、２年とする。
 - 一 補欠の議員の依頼期間は、前任者の残りの依頼期間とする。
 - 二 議員は、これを再度依頼することができる。
- （３）会議には、議長及び副議長を置き、議長及び副議長は、議員により互選されるものとする。
- （４）中央防災会議会長（内閣総理大臣）は、会議の開催等必要な事項につき、内閣府特命担当大臣で防災を担当するものに委任することができる。

3. その他

- （１）会議の庶務は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）において処理する。
- （２）その他の会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。